

株式会社倉敷ケーブルテレビ（以下「当社」といいます。）と通信衛星、放送衛星等経路による番組等のデジタルサービスを受けるもの（以下「加入者」といいます。）との間に締結される契約は以下の条項によるものとします。

第1条（サービス）

当社は加入者に対し次のサービスを提供します。

- ① 通信衛星、放送衛星等経路による番組及び当社の行う自主番組を別表に掲げる別途の利用料で加入者に送信します。
- ② サービス内容は別表にて定めます。
- ③ チャンネル変更・放送の停止等、サービス内容の変更を行う場合があります。この場合当社は事前に加入者にその旨を告知します。

第2条（契約の単位）

デジタルサービスは、第9条に定める受信機（デジタルセットトップボックス、以下「STB」といいます。）またはそれに代わる機器により行われます。

- ① デジタルサービスは、当社より貸与するB-CASカード、ACASチップ及びC-CASカードを使用した場合のみご利用いただけます。
- ② 各デジタルサービスは同一世帯であっても、STB毎の契約となります。
- ③ 不特定多数者の用に供する場所及び入場料を徴収する場所では、デジタルサービス契約はできないものとします。

第3条（契約の成立）

デジタルサービス契約は当社所定の手続きを経て、当社、加入者ともに契約を承諾した時をもって成立とします。

2 第1項の条件を満たす場合であっても以下の場合には承諾しないことがあります。

- ① 当社所定の手続きを完了して頂けない場合。
- ② 技術上、デジタルサービスの提供が困難な場合。
- ③ 加入申込者が本契約上要請される諸料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合。

第4条（利用料金）

加入者は、当社のサービスを受け始めた日の属する月から、サービスの一時中断、またはこの契約の解約を申し出た日の属する月まで、各デジタルサービス利用料を当社に支払うものとします。

- 2 各デジタルサービス利用料は別表に定めます。
- 3 利用料を改定する場合は、1か月前までに加入者に通知するものとします。

第5条（利用料の支払方法）

加入者は第4条に定める利用料を、当社が提携している金融機関からの自動振替もしくはクレジットカードにより期日までに遅滞なく支払うものとします。なお加入者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数によって、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 加入者が利用料を2か月間支払わなかった場合はこの契約を解除します。

第6条（デジタルサービスの追加・変更・停止など）

各デジタルサービスの追加・変更・停止などは、それらを希望する加入者が当社に所定の手続きで申し込みをするものとします。

第7条（当社の責任事項及び免責事項）

当社が当社の責による原因にて第1条に定める送信サービスを月のうち10日以上行わなかった場合は、当該月分の当該のデジタルサービス利用料は無料とします。

- 2 天災、事変、降雨減衰、放送衛星・通信衛星の機能停止、その他当社の責に帰することのできない事由によりサービスが停止した場合、当社はその責任を負わないものとします。
- 3 デジタルサービス利用者の施設（引込端子から加入者の受信機までの施設。以下同じ）に起因する故障、事故については、当社はその責任を負わないものとします。
- 4 当社は加入者がデジタルサービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

第8条（便宜の提供）

加入者は当社の行う施設の検査、修理のため、その敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合には、これに便宜を提供するものとします。

第9条（STBデジタルセットトップボックス）

デジタルサービスを受信するためのSTBは、別途に定める「セットトップボックスレンタルサービスの利用に関する利用契約約款」によって当社より貸与を受けることが出来ます。またSTBまたはそれに代わる機器はSTB等販売店からの購入も出来ます。（平成20年7月以降は販売店などによるSTBの販売は中止しています。）

2 STBまたはそれに代わる機器を制御するB-CASカード、C-CASカードの取扱については第10条の規定によるものとします。

第10条 (B-CASカード、C-CASカードの取り扱いについて)

B-CASカードは株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズからの貸与品です。B-CASに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

- 2 C-CASカードを必要とするSTBまたはそれに代わる機器を利用する加入者は、STBなどの購入、貸与の別にかかわらず、C-CASカードを当社より貸与されるものとします。
- 3 C-CASカードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加及び変更ならびに改竄することを禁止し、それらが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。
- 4 加入者が故意または過失によりC-CASカードを破損または紛失した場合には、加入者はその損害分を当社に支払うものとします。

第11条 (著作権及び著作隣接権侵害の禁止)

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの、不特定または多数人に対する対価を受けての上映、映像記録媒体そのほかの方法による複製、及びかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権及び著作隣接権を侵害することはできません。

第12条 (故障)

当社は、加入者から当社の提供するサービスに異常がある旨の申し出があった場合は、速やかにこれを調査し、必要な措置を構ずるものとします。

- 2 加入者は、受信に異常をきたしている原因が加入者の施設による場合は、修復に要する費用を負担するものとします。
- 3 加入者は、加入者の故意、または過失により当社の施設に故障を生じた場合は、その施設の修復に要する費用、もしくは別に定める機器損害金を負担するものとします。

第13条 (設置場所の変更)

加入者は同一建物内または同一敷地内に限り、STBの設置場所を変更することができるものとします。

- 2 加入者は、当該契約の設置場所変更を伴う場合においては、前項の規定にかかわらず、その設置場所へ本契約を変更することが出来ます。
- 3 加入者は変更に要する費用を負担するものとします。

第14条 (デジタルサービス契約の解約)

加入者がデジタルサービス契約を解約する場合は、当社が指定する書面にて当社に申し出るものとします。

第15条 (デジタルサービス利用料の精算)

デジタルサービス契約が解約となった場合、加入者はそれぞれのサービスについて解約日の属する月の利用料まで支払うものとし、日割り計算による精算はいたしません。

- 2 デジタルサービスのいずれかまたは全ての利用料が改定になった場合、加入者は改定日の属する月よりそのそれぞれの改定利用料を支払うものとします。

第16条 (デジタルサービス契約者の義務違反による停止)

当社が加入者にこのデジタルサービス契約に違反する行為があったと認める場合は、催告の上、サービスの提供を停止し、解約の処置を講じます。

- 2 加入者が前項により解約になった場合は、直ちにこのデジタルサービス契約による全ての権利を失うものとします。

第17条 (放送内容・チャンネルの変更・終了など)

当社はやむを得ぬ事情により放送内容・チャンネルを変更・終了をする場合があります。尚、それに伴う損害の賠償請求には応じないものとします。

第18条 (加入者個人情報の取り扱い)

当社は、契約者の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を個人情報の保護に関する法律及び当社の「個人情報保護ポリシー(※1)」に基づき、適切に取り扱うものとします。(※1) <https://www.kct.co.jp/privacy/>

第19条 (定めなき事項)

この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付則

- ① NHK衛星放送受信料、株式会社WOWOWの視聴料は利用料金には含まれません。
- ② 平成18年3月31日までサービスを行っていた「デジタルプラスサービス」は本契約と「セットトップボックスレンタルサービスの利用に関する利用契約約款」によって引き継がれています。
- ③ このデジタルサービス契約は、平成20年6月1日から施行します。
- ④ このデジタルサービス契約は、平成24年3月1日から一部改定します。
- ⑤ このデジタルサービス契約は、令和4年7月1日から一部改定します。
- ⑥ このデジタルサービス契約は、令和6年8月1日から一部改定します。

以上